

パラスポーツフェスタちば2025業務委託
仕様書

1 委託名

パラスポーツフェスタちば2025業務委託

2 委託目的

パラスポーツの普及・促進や、健常者と障害者がともに参加し、共生社会の実現を目指すことを目的に、競技体験を中心としたイベントを実施する。

3 適用範囲

本仕様書は、パラスポーツフェスタちば実行委員会（以下、「発注者」という。）が実施する「パラスポーツフェスタちば2025業務（以下、「業務」という。）委託」に関し、必要な事項を定める。

4 委託期間

契約締結日～令和7年10月31日（金）

5 業務委託料

5,500,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

6 イベント内容

（1）実施日時

令和7年8月23日（土）10:00～15:00

9:30～ 受付

10:00～12:00 体験会 1部

12:00～13:00 昼休憩

12:30～ 受付

13:00～15:00 体験会 2部

※従事時間ではなくイベント実施時間であるため、前後の準備、撤収時間を考慮して見積もること。

※設営は令和7年8月22日（金）に実施する。

（2）実施場所

千葉ポートアリーナ（千葉市中央区問屋町1-20）

（3）対象

年齢や障害の有無等に関わらず、広く参加可能とする。

(4) 内容

競技体験会（13競技）

- ・車椅子ソフトボール
- ・車いすバスケットボール
- ・車いすラグビー
- ・ゴールボール
- ・視覚障害者柔道
- ・ソフトパラフェンシング
- ・テコンドー
- ・デフスポーツ PR ブース
- ・パラバドミントン
- ・パラバレーボール（座位）
- ・パラビームライフル
- ・パラ・パワーリフティング
- ・ボッチャ

(5) 参加方法

原則、事前申し込み制とする。

ただし、今後の事前申込者数等の状況により、当日受付を認める場合もある。

(6) 参加者数

おおむね以下のとおりとする。

内 容	想定人数
体験会 1 部	3 0 0 名
体験会 2 部	3 0 0 名

7 委託内容

イベントの運營業務全般とする。ただし、「8 発注者で実施する事項」を除く。

(1) 問い合わせ対応・申込受付

- ア 専用の電話回線、メールアドレスを取得し、イベントに関する問い合わせや参加チームへの諸連絡等について対応すること。
- イ 専用の申し込みフォームを設定し、パソコンやスマートフォンから申し込みを行えるよう、システムを構築すること。または既存のシステムを活用して申し込み受付を行うこと。
- ウ 申し込み開始時期は、7月11日（金）を予定しており、それまでに体制を整えること。
- エ 事前に発注者と申込についてテストすること。
- オ 申込開始日はトラブル対応ができるよう、常駐すること。

(2) 広報等製作物

- ア 別紙1「製作物一覧」に記載のものを作成すること。

なお、納入時期については、その都度発注者と協議を行い、見積もりにはデザイン料を含めるものとする。

イ 別紙2「ポスター・チラシ配付先一覧」のとおり仕分けし、発注者が指示した送付文を添付の上、ポスター及びチラシを指定場所へ納品すること。

(3) 業務（人員）体制

ア 受注者は、別紙3「人員配置一覧」のとおり運営スタッフを配置し、運営マニュアルに体系図を記載すること。

イ 発注者側が使用するトランシーバーを4個用意すること。

また、受注者側のスタッフ使用分を別途必要数用意し、平常時及び緊急時における連絡体制を整備すること。

ウ メインアリーナに本部を設置し、イベント全体の進行を管理すること。

エ 前日設営においては、責任者を含め9名以上のスタッフを配置し、

18:00までに設営を完了するよう体制を整えること。

(4) ボランティアスタッフ

イベント当日において、発注者の指示する学生等のボランティアを活用すること。なお、人数は140名を上限とし、昼食及び飲料の手配を行うものとする。また、別紙5「報償費等の内訳」に示す費用弁償の支払いを行うものとする。

(5) SNSの活用

公式SNSを開設・運用し、広く参加者の募集に努めること。

(6) 障害者対応・体調不良者対応

障害のある参加者対応のための手話通訳者、盲ろう者向け介助員、体調不良者対応のための看護師を配置すること。また、それぞれに昼食及び飲料の手配を行い、謝金を支払うこと。

なお、従事時間は以下のとおり想定している。

役割	従事時間	人数
手話通訳者	9:30～15:00	2名
盲ろう者向け介助員	9:30～15:00	1名
看護師	9:30～15:00	1名

(7) 備品や消耗品の手配、運搬

別紙4「用具・備品・消耗品一覧」に記載のある用具、備品、消耗品等の手配及び運搬を行うこと。なお、抽選会景品の手配については発注者と都度協議を行うこととし、50,000円の予算を見積もること。

(8) ビブスの着用、クリーニング

ボランティアスタッフを含めた運営スタッフは、発注者の用意するビブスを着用し、運営にあたること。また、イベント終了後にすべてのビブスを回収し、クリーニングをして返却すること。

(9) 出演者対応

ア 出演者（主に体験会講師となる競技団体）との調整（当日の来場時間や体験

会等の実施方法等)を行うこと。また、当日の昼食及び飲料100食分の手配を行い、イベント終了後は別紙5「報償費等の内訳」に示す謝金の支払いを行うこと。

ただし、出演者の手配は発注者が行うこととする。

イ 出演者の当日の接遇や誘導を含むアテンドを実施すること。特に、障害のある出演者のアテンドについて配慮すること。

(10) 保険の加入

体験会の運営にあたり、必要な保険に加入すること。

(11) 会場設営、装飾、撤去(清掃、廃棄物処理含む)

ア コート作成やサイン掲示をはじめとする会場設営や受付準備及び会場装飾を行うこと。

イ 会場内にゴミ箱を2か所設置し、ゴミの適切な処理を実施すること。

(12) 記録

ア 受注者はカメラマンを1名手配し、当日の体験会における参加者の体験の様子を撮影して報告書に掲載し、撮影した全てのデータを発注者へ提供すること。また、別紙5「報償費等の内訳」に示す謝金の支払いを行うこと。

イ 参加者にアンケート記載を促し、回収して結果を集計すること。

(13) 打ち合わせへの出席

発注者が開催する打ち合わせに出席し、企画への助言を行うこと。また、打ち合わせ記録の作成・報告をすること。

なお、打ち合わせは12回程度を想定しており、18時以降の打ち合わせもあり得る。

(14) 企画提案内容の実施

以下のア～オの提案した内容に基づき、必要な人員体制を整え、業務を遂行すること。

ア パラスポーツに対する県民の理解を深めるための工夫・手だて

(例)

- ・チラシやポスターの見せ方の工夫(各競技のルール・豆知識の紹介など)
- ・アンケート項目の工夫(体験前と体験後でパラスポーツに対する考え方に変化があったか、ほかの体験者との交流を通じて感じたことなど)
- ・多くの競技を体験させる工夫(スタンプラリーの実施など)
- ・パラスポーツについて考えさせるきっかけの提供(各ブースに思考力を問うような二択クイズ、○×クイズのパネルの設置など)

イ 障害者の興味・関心を引くための工夫・手だて

(例)

- ・重度障害者も参加できる内容の工夫（ボッチャのリリーサーの活用、パラバレーボール（座位）でボールを吊るして打ちやすくするなど）
- ・車いすにも配慮したわかりやすい導線の確保
- ・障害者が参加しやすいような工夫（専用レーンや優先時間帯の設定など）
- ・やさしい競技ルールの設定
- ・導線や各種設備・対応者がわかる表示物の工夫（ピクトグラムの活用など）

ウ 参加者やボランティアが、体験・従事などで関わった競技に興味を持ち、継続的な活動につなげられるような工夫・手だて

（例）

- ・体験ブースに競技団体の活動内容や連絡先を記載した案内ボードを設置。
- ・競技に継続的な関わりを希望する人が、連絡先等を登録できる申込フォームなどの仕組みを用意。

エ 10周年の節目を記念する特別な企画・アイデア

オ その他独自の提案

業務の目的を達成し、本事業の効果をより高めうる提案があれば、記載すること。なお、独自提案に係る経費は委託料に含めること。

8 発注者で実施する事項

以下の事項については、委託内容に含めず、発注者が実施をする。

- (1) ボランティアスタッフの手配
- (2) 会場使用料の支払い

9 支払い条件

完了払い

10 成果品等の提出・納入

(1) 受注者は、以下を提出・納入すること。

- ① 実績報告書 ※別紙1参照
- ② 記録写真 ※別紙1参照
- ③ 別紙4に「残部については発注者に納品」と記載のあるもの

(2) 提出先

パラスポーツフェスタちば実行委員会事務局

〒260-0025 千葉市中央区間屋町1-20 （公財）千葉市スポーツ協会内

11 著作権の譲渡等

この契約により作成される成果品の著作権等の取扱いは、次の各号に定めるところによる。

- (1) 本業務の受注者は、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第23条（公衆送信権等）、第26条の2（譲渡権）、第26条の3（貸与権）、第27条（翻訳権・翻案権等）及び第28条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利及びその他の知的財産権は、全て発注者に無償で譲渡するものとする。
- (2) 成果品について、受注者その他第三者が著作者人格権、実演者人格権、その他の人格的権利を有する場合には、発注者及び発注者の指定する第三者に対して当該権利を行使せず、また第三者が行使しないよう措置するものとする。
- (3) 成果品に含まれる第三者の著作権、肖像権その他すべての権利についての交渉、処理は受注者が行うこととし、その経費は委託料に含むものとする。
- (4) 発注者は、成果品を自由に使用し、又はこれを使用するに当たり、その内容等を変更することができる。
- (5) 受注者は、発注者の了解のもとに成果品を使用することができる。
- (6) 本業務の遂行にあたり受注者が独自に作成した著作物についても成果品として発注者に無償で引き渡すこととし、著作権の扱いは、(1)～(5)の規定を準用する。

12 その他

- (1) この業務を実施するにあたっては、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。
- (2) 本仕様書に記載のない事項については、発注者と受注者が誠意をもって協議し、法令を遵守して実施すること。
- (3) 自然災害や感染症の拡大等に伴い、本イベントは開催中止も想定される。業務履行にあたっては、発注者と調整を図りながら実施し、また開催中止により本契約内容に変更が生じる場合は、発注者、受注者協議のうえ決定する。
- (4) 本仕様書の内容等について疑義が生じた場合は、その都度、発注者と協議のうえ、その指示に従い業務を進めるとともに、発注者は業務期間中いつでもその業務状況の報告を求めることができるものとする。
- (5) 本仕様書に記載のない事項については、発注者と協議の上決定すること。